

4 善監委告示第4号

令和4年11月16日付け4善監委第36号で提出した令和4年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき公表します。

令和4年12月9日

善通寺市監査委員 櫛 田 真 作

善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

令和4年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通事項

【教育総務課・市民会館指摘事項】

管轄裁判所・合意裁判所について

エレベーターの点検業務委託契約書中、管轄裁判所・合意裁判所が相手方の会社の所在地を管轄する裁判所となっている。仮に、契約に起因する紛争に関して訴訟等が生じた場合、職員、弁護士の交通費、移動時間等の負担が大きくなる。

従って、契約や契約更新の際には管轄裁判所は本市を管轄する裁判所とされたい。

【検討結果】

次回の契約更新の際に、指摘のとおり対応する。

【隣保館・保育所・教育総務課・生涯学習課・市民会館指摘事項】

施設の機械警備委託に係る随意契約について

施設の警報システム等による機械警備の委託については、各課において前年度の契約者を相手方として随意契約を締結している。

これは、機械が受注者側の所有であり、設置、撤去にも多大な経費を要すること、また、機械が耐用年数を有することなどの理由によるものであると解している。

地方自治法施行令では、随意契約によることができる場合が定められているが、各課から提出された監査資料において、当該契約は、同法第167条の2第2号又は第6号のどちらを根拠とするのか見解が分かれるところである。

解釈により、どちらを適用するか難しいところではあるが、業務内容が同様であることから、次回の契約に係る起案書の作成においては根拠条文を統一されたい。

【検討結果】

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に規定する、「不利」とは、価格面の有利、不利を大きな要素とするが、その業務の品質、期間、安全性等も考慮する必要がある。本業務は、履行期間の短縮は必要なく、また、現在契約している別案件に直接関連する契約でもないため、第6号を根拠することは適切ではない。今後は、第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）を適用することとしたい。

個別指摘事項

【環境課指摘事項】

家庭ごみ収集運搬等業務の契約について

家庭ごみ収集運搬等業務については、公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会と労働者派遣個別契約を締結し、雇用形態が派遣社員として行われているところであるが、同契約書中「就業先」欄には、環境課の所在地でなく市役所の所在地が記載されている。

派遣社員の就業先は環境課であるため、次回の契約の際には、就業先である環境課の所在地を記載するよう改善されたい。

【検討結果】

香川労働局需給調整事業室に問い合わせたところ、労働者派遣個別契約書の「就業先」の欄は、実際に就業する場所の記載が正しいとのことであった。

公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会と協議を行った結果、来年度以降は、「就業先」の欄に環境課の所在地である「善通寺市原田町43番地」を記載し、契約する。

【教育総務課指摘事項】

貼付された収入印紙の印紙税額について

中央小学校、東部小学校及び西中学校の空調機保守点検業務委託契約書には適正でない印紙税額の収入印紙が貼付されている。

印紙税については、地方公共団体は非課税者となっているため、相手方の作成する契約書に相手方が印紙を貼付することになる。

契約の際には、印紙税額を最新の「印紙税額一覧表」で確認されたい。

【検討結果】

印紙税については、市は添付する必要はないが、契約の相手方に印紙税額が間違いないかどうかの確認をとるよう努める。

【市民会館指摘事項】

行政財産の目的外貸付について

善通寺市上下水道工事業協同組合の事務所については、現在、行政財産の貸し付け契約により市民会館の印刷室の一部を貸し付けている。

行政財産の貸し付けは、地方自治法及び同法施行令により、その用途又は目的を妨げない限度で貸し付けが可能としており、貸し付けることができるのは「庁舎等の床面積又は敷地のうち、当該普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に使用される部分以外の部分がある場合とする」と規定されている。

一方で、使用許可について「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

法令の規定から鑑みると当該事務所については、行政財産の目的外使用の許可に基づく処分が適正であると考えられるため、次回は適切に対応されたい。

【検討結果】

今後の貸付契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、善通寺市公有財産規則（平成2年善通寺市規則第33号）の規定どおり、行政財産の目的外使用の許可に基づく処分を行うことで対応する。